

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和3年6月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2100001 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2100021 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 40 年 6 月から昭和 44 年 7 月まで
② 昭和 44 年 10 月から昭和 51 年まで

請求期間①において C 県 D 市にあった「A 社」に左官職人として勤務し、請求期間②において E 県 F 市 G (現在は、H 市 I 区 G) にあった「B 社」に左官職人として勤務していた。現在は海外に居住しており、当時の勤務状況や給与の支払状況が確認できる資料等はないが、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は C 県 D 市にあった「A 社」に左官職人として勤務していたと主張しているところ、オンライン記録、事業所名簿検索システム並びに昭和 41 年、昭和 44 年及び昭和 45 年に J 社 (昭和 45 年は K 社) が出版した「C 県電話番号簿 職業別 下」(以下「番号簿」という。)により、所在地が C 県内で事業所名称を有限会社 A とする事業所が D 市において 1 件、A 有限会社とする事業所が L 市及び M 市においてそれぞれ 1 件確認でき、D 市を所在地とする有限会社 A 及び L 市を所在地とする A 有限会社については、請求期間において、厚生年金保険の適用事業所であることが確認できる。

しかしながら、有限会社 A (D 市所在) の閉鎖登記簿謄本によると、同社の事業目的は「冷暖房、給排水、衛生設備工事の設計及び請負業」である上、同社の事業主は、設立当初から現在まで事業内容は給排水設備等の管工事であり、左官職人が勤務したことはなく、請求者と同姓の従業員が勤務したことはない旨陳述している。

また、有限会社 A (D 市所在) 及び A 有限会社 (L 市所在) に係る健康保険厚生年金保険被

保険者名簿において、請求期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名はない。

さらに、A有限会社（L市及びM市所在）の両事業所に係る閉鎖登記簿謄本において、所在地がD市に移転した履歴はない。

加えて、上記3年分の番号簿において、D市内で「A」姓の左官業者が個人名で複数掲載されているものの、請求者は事業主及び同僚の名前について記憶が曖昧であることから、これらの事業者から請求期間に請求者が勤務したと主張する事業所を特定することはできない。

- 2 請求期間②について、請求者はE県F市Gにあった「B社」に左官職人として勤務していたと主張していることから、昭和44年、昭和45年及び昭和51年にJ社が出版した「E県電話番号簿 職業別」により、E県内にあった左官業者を確認したところ、掲載されている事業者の氏名及び住所と請求者が記憶する事業主の氏名及び事業所の所在地が合致する事業者が確認でき、当該事業者に係る閉鎖登記簿謄本により、i) 商号が有限会社B（昭和57年6月N社に商号変更、平成26年5月解散）であること、ii) 請求期間における本店所在地はF市Gであること、iii) 設立は昭和41年5月であること、iv) 請求者が記憶する事業主及び事業主の妻の氏名が役員欄に取締役として記載されていることが確認できることから、同社は、請求期間に請求者が勤務したと主張する「B社」であると認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、上記の有限会社Bが厚生年金保険の適用事業所となったのは、同社がN社に商号変更した後の平成9年4月23日であり、請求期間において有限会社Bは厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、有限会社Bの閉鎖登記簿謄本により、請求者が事業主として記憶する取締役が確認できるものの、同氏は既に亡くなっている旨の記載があり、請求者が事業主の妻として記憶する取締役及びN社の代表取締役に照会をしたが回答を得ることはできない上、回答のあった取締役は、請求者が個人で他社の仕事を請け負っていたことは知っているが、自身は商号変更前の有限会社Bには勤務しておらず、請求者の勤務実態等は不明である旨陳述しているほか、請求者が記憶している同僚の姓及び年齢からは当該同僚を特定することはできず、同僚への照会もできないことから、請求者の同社における勤務実態、給与の支払及び給与からの保険料控除について確認することができない。

- 3 請求期間①及び②について、請求者に係る雇用保険の加入記録は確認できず、このほかに請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。